

第5部 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1章 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1章 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1節 総則

第1款 推進計画の目的

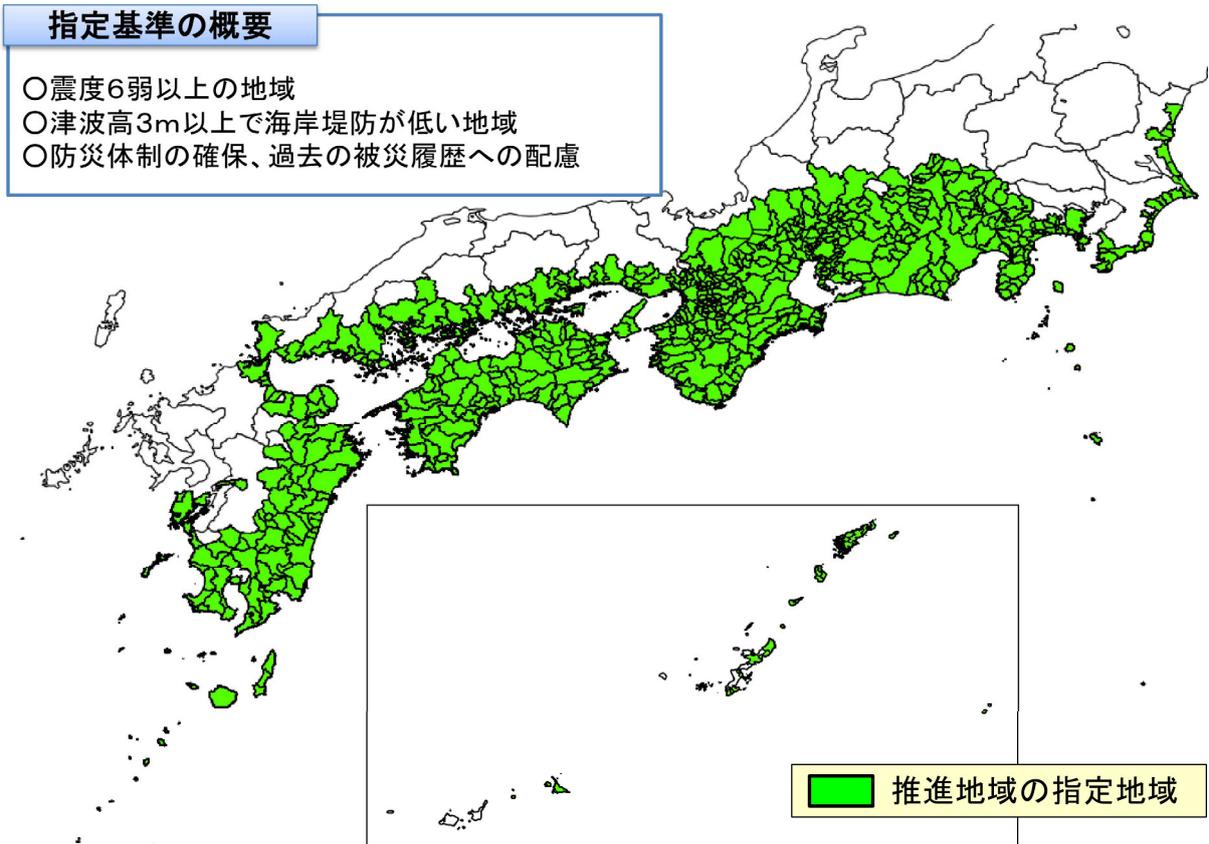
本計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（以下「南海トラフ特措法」という。）第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域について、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、本市における南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

なお、この推進計画に定めのない事項については、第1部から第4部によるものとする。

第2款 地震防災対策推進地域

本市は、南海トラフ特措法第3条第1項で規定する南海トラフ地震対策推進地域である。推進地域の指定区域と指定基準については、次のとおりとなっている。

南海トラフ地震防災対策推進地域の指定区域



第3款 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

本市の地域に係る地震防災に関し、本市の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者等防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱は、「第1部第1章第5節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱」に準ずるものとする。

第2節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備

- 1 建築物、公共施設等の被害軽減（実施主体：市[防災危機管理課]、県、防災関係機関）
市、県及び防災関係機関は、南海トラフ地震発生時の被害を軽減するため、次の建築物、構造物の耐震化等を推進する。
 - (1) 住宅
 - (2) 公共建築物
 - (3) 電気、ガス、上下水道等のライフライン施設
 - (4) 石油コンビナート施設
 - (5) 指定緊急避難場所、指定避難所、避難路
- 2 防災施設等の整備（実施主体：市[防災危機管理課]、県、防災関係機関）
市、県及び防災関係機関は、南海トラフ地震発生時の応急対策を円滑に実施するために必要な次の施設の耐震性や機能性の強化を推進する。
 - (1) 消防施設、消防水利
 - (2) 病院、社会福祉施設
 - (3) 緊急輸送道路・港湾・漁港
 - (4) 非常通信施設・設備

第3節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助

第1款 津波防護施設の整備等（実施主体：市[水産課、港湾課]、県）

- 1 津波防護施設の整備等
推進地域の海岸、港湾及び漁港の管理者は、南海トラフ地震と推測される地震が発生した場合、直ちに、防潮扉等を閉鎖し、また、工事中的場合は工事の中断等の措置を講ずるものとする。
また、各施設の管理者等は、次の点について留意し、第2部第1章「第2節 地震・津波に強いまちづくり」を推進するものとする。
 - (1) 津波防護施設の早期点検・計画的な整備
 - (2) 地域の孤立を防止する津波防災性の高い交通基盤施設の整備

第2款 津波に関する情報の伝達等（実施主体：市[防災危機管理課]、県）

津波警報等の津波に関する情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担や連絡体制は、第3部第1章「第2節 地震情報・津波警報等の伝達計画」によるものとする。

第3款 避難指示等の発令基準（実施主体：市[防災危機管理課]、県）

市が発令する避難指示等の発令については、第3部第3章「第6節 避難計画」によるものとする。

第4款 津波避難計画等の整備（実施主体：市[防災危機管理課]、県）

市は、南海トラフ巨大地震の被害想定や津波浸水想定区域を考慮し、避難勧告・指示等の判断・伝達、避難誘導等を円滑に実施するための体制や手段等を検討し、南海トラフ地震津波避難計画の策定に努める。

津波避難計画の策定その他津波避難体制等の整備については、第2部第1章「第5節 津波避難体制等の整備」によるものとする。

第5款 消防機関等の活動（実施主体：市[消防本部]、県）

市は、消防機関及び消防団が津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置については、第2部第1章「第4節 地震・津波災害応急対策活動の準備」によるほか、次の事項を重点としてその対策を定める。

- (1) 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達
- (2) 津波からの避難誘導
- (3) 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する支援
- (4) 津波到達予想時間等を考慮した退避ルールの確立

これらの措置を実施するために必要な動員、配備及び活動計画は、市消防計画に定める。

地震が発生した場合は、水防管理団体等は、次のとおり措置をとるものとする。

- (1) 所管区域内の監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡通知
- (2) 防潮扉の操作又は操作の準備並びに人員の配置
- (3) 水防資機材の点検、整備、配備

第6款 水道、電気、ガス、通信、放送関係

（実施主体：市[防災危機管理課]、県）

水道、電気、ガス、通信関係については、第2部第1章「第2節 地震・津波に強いまちづくり」によるものとする。

第7款 交通（実施主体：市[防災危機管理課]、県）

交通については、第2部第1章「第4節 地震・津波災害応急対策活動の準備」によるほか、次の事項を定める。

1 道路

市、県警察及び道路管理者は、津波襲来のおそれがあるところでの交通規制、避難経路

についての交通規制の内容をあらかじめ計画し周知するものとする。

2 海上及び航空

- (1) 宮古島海上保安部及び港湾管理者は、海上交通の安全を確保するための必要に応じた海域監視体制の強化や船舶交通の制限及び津波による危険が予想される地域から安全な海域へ船舶を退避させる等の措置に係る具体的な実施要領を定め、これに基づき必要な措置を実施するものとする。
- (2) 港湾管理者は、津波襲来のおそれがある場合、港湾利用者を避難させるなどの安全確保対策をとるものとする。
- (3) 空港管理者は、津波襲来のおそれがある場合、速やかに飛行場の閉鎖を行うなどの安全確保対策をとるものとする。

第8款 市が自ら管理等を行う施設等に関する対策

(実施主体：市[防災危機管理課]、県)

市が自ら管理等を行う施設等に関する対策については、第2部第1章「第4節 地震・津波災害応急対策活動の準備」によるものとする。

第9款 救助 (実施主体：市[防災危機管理課、消防本部]、宮古島警察署)

市、消防機関、県警察は、南海トラフ巨大地震の被害想定や津波浸水想定区域を考慮した救助活動体制、活動拠点、応援の要請先等を検討し、南海トラフ地震救助計画の策定、救助資機材等の協力協定の締結等に努める。

その他迅速な救助については、第2部第1章「第4節 地震・津波災害応急対策活動の準備」によるものとする。

第4節 南海トラフ地震防災対策計画の促進

(実施主体：市[防災危機管理課]、県)

市及び県は、地震防災対策推進地域内で南海トラフ地震防災対策計画又は南海トラフ地震防災規程（以下「対策計画等」という。）の策定が義務付けられた一定の事業者に対し、対策計画等に基づく訓練、教育、広報等の実施を促進する。

また、対策計画等が未届出の事業者を把握し、必要に応じて届出の勧告等を行う。

第5節 防災訓練 (実施主体：市[防災危機管理課]、県、防災関係機関)

市、県及び防災関係機関は、南海トラフ地震を想定した防災訓練を年1回以上実施するように努める。

訓練の方法等は、第2部第1章第3節の「第1款 防災訓練計画」に準ずるものとし、南海トラフ地震の特性や地域の実状に合わせて実施するものとする。

また、南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合の情報伝達に係る防災訓練を実施する。

第6節 関係者との連携協力の確保

(実施主体：市[防災危機管理課]、県、防災関係機関)

市、県及び防災関係機関は、南海トラフ地震を想定した応援の要請先、要請事項、受入ルート、受入拠点等を検討し、災害協力協定の締結や応援及び受援計画の策定に努める。

第7節 防災教育及び広報

(実施主体：市[防災危機管理課]、県、防災関係機関)

市、県、防災関係機関は、南海トラフ地震に関する防災教育及び広報に努める。

広報、教育の方法等は、第2部第1章第3節の「第2款 地震・津波知識の普及・啓発に関する計画」に準ずるものとし、南海トラフ地震の特性や地域の実状に合わせて実施するものとする。

また、南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容、これに基づきとられる措置の内容、防災上とるべき行動に関する知識についての防災教育及び広報を実施する。

第8節 「南海トラフ地震臨時情報」発表時の対応

(実施主体：市[防災危機管理課]、県、防災関係機関)

平成29年6月29日、中央防災会議防災対策実行会議が開催され、「南海トラフ沿いの地震観測・評価に基づく防災対応検討ワーキンググループ」の検討結果「南海トラフ沿いの地震観測・評価に基づく防災対応のあり方について（報告）」が報告された。

この報告を受け、気象庁は平成29年11月から当面の間、「南海トラフ地震に関連する情報（臨時）」及び「南海トラフ地震に関連する情報（定例）」を発表することとしていたが、平成31年3月に情報の名称を、「南海トラフ地震臨時情報」及び「南海トラフ地震関連解説情報」に決定した。また、内閣府は、平成31年3月に「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン【第1版】：内閣府（防災担当）」（令和元年5月一部改訂）を公表し、南海トラフ地震に関連する情報発表の流れや、地方公共団体や企業等における防災対応の基本的な考え方や検討手順等を示した。

第1款 「南海トラフ地震に関連する情報」について

気象庁は、南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的な評価で算出されたM6.8程度以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した際は、南海トラフ地震との関連性について調査を開始する旨を「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」として発表する。

その後、有識者からなる「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」（以下「評価検討会」という。）を開催し、発生した現象について評価を行い、その評価結果を発表する。その内容は、発生した異常な現象と発生場所によって、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」「南海トラフ地震臨時情報（調査終了）」を発表する。

○南海トラフ地震に関連する情報の名称及び発表条件

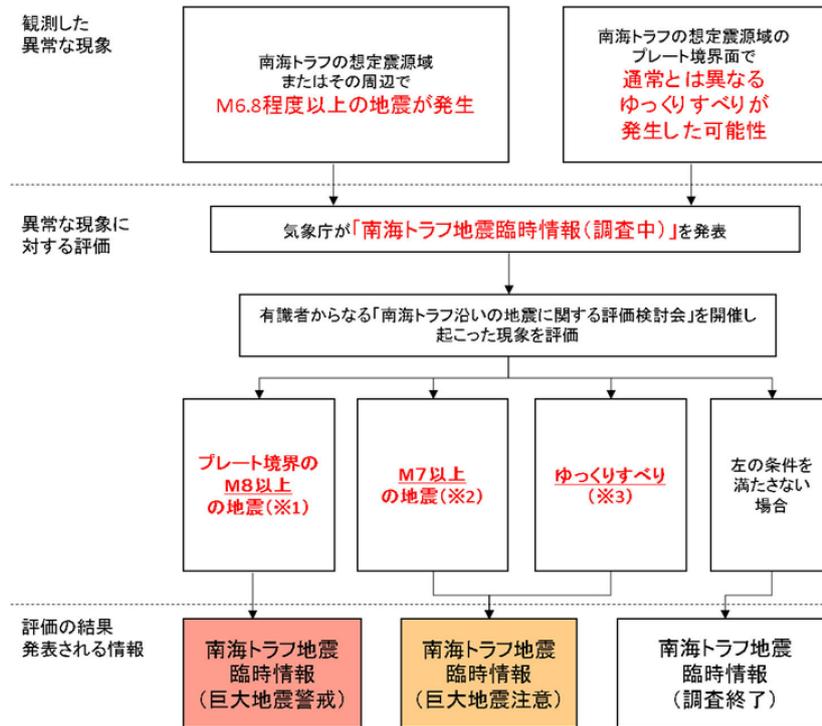
情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 ○観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況等を発表する場合 ○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし臨時情報を発表する場合を除く。）

○「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワード

「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン」に示された防災対応等にあたるキーワードを情報名に付記する。

南海トラフ地震臨時情報 (調査中)	下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 ・監視領域内でマグニチュード6.8以上の地震が発生 ・1カ所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ・その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒)	・想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード8.0以上の地震が発生したと評価した場合
南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意)	・監視領域内において、モーメントマグニチュードM7.0以上の地震が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く。） ・想定震源域のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
南海トラフ地震臨時情報 (調査終了)	「(巨大地震警戒)」、「(巨大地震注意)」のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

○異常な現象を観測した場合の情報発表までの流れ



○防災対応の流れ

	プレート境界のM8以上の地震※ ¹	M7以上の地震※ ²	ゆっくりすべり※ ³
発生直後 「ゆっくりすべりケース」は検討が必要と認められた場合	・ 個々の状況に応じて避難等の防災対応を準備・開始		・ 個々の状況に応じて防災対応を準備・開始
(最短) 2時間程度	巨大地震警戒対応 ・ 日頃からの地震への備えを再確認する等 ・ 地震発生後の避難では間に合わない可能性のある要配慮者は避難、それ以外の者は、避難の準備を整え、個々の状況等に応じて自主的に避難	巨大地震注意対応 ・ 日頃からの地震への備えを再確認する等 (必要に応じて避難を自主的に実施)	巨大地震注意対応 ・ 日頃からの地震への備えを再確認する等
1週間	・ 地震発生後の避難で明らかに避難が完了できない地域の住民は避難		
2週間※ ⁴	巨大地震注意対応 ・ 日頃からの地震への備えを再確認する等 (必要に応じて避難を自主的に実施)	・ 大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う	
すべりが収まったと評価されるまで	・ 大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う		
大規模地震発生まで			・ 大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う

※¹ 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生した場合(半割れケース)

※² 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上、M8.0未満の地震が発生した場合、または南海トラフの想定震源域内のプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震が発生した場合(一部割れケース)

※³ ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合(ゆっくりすべりケース)

※⁴ 2週間とは、後発地震警戒対応期間(1週間)+後発地震注意対応期間(1週間)

第2款 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置

1 情報の収集・連絡

気象庁から「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」が発表された場合、防災危機管理課長は、速やかに災害警戒本部会議を開催できるように、関係部局に対する連絡等、所要の準備を始める。

第3款 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置

1 災害警戒本部会議の開催

気象庁が「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」を発表した場合には、これを踏まえ、災害警戒本部会議を開催する。

ただし、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」の発表の前に当該地域で発生した地震に関し、既に、災害対策本部が設置されているときは、災害警戒本部会議の開催に代えて、災害対策本部会議を開催する。

その後は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」の内容に応じ、必要があると認める場合に、災害警戒本部会議を開催する。

2 配備体制

気象庁が「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」を発表した場合には、警戒配備体制とする（既に、災害対策本部が設置されているときは除く。）。

ただし、体制が長期化することも想定されるため、職員は適宜交代するものとする。配備体制の解除は、「巨大地震注意対応」の期間が経過後を基本とする。

3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された後の対応

「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表されたときの対応は、次のとおりとする。

(1) 市における防災対応の確認

関係部局は、災害警戒本部会議（1項において開催する災害対策本部会議を含む。）の開催を受けて、情報収集・連絡体制の確認、大規模地震発生後の災害応急対策の確認など、地震への備えを改めて徹底する。

(2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の周知

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事項について周知する。

また、地域住民等からの問い合わせに対応する窓口を設置する。

(3) 市民への呼びかけ

市民に対して、今後の備えについて呼びかけを行う。この呼びかけは、南海トラフの大規模地震による被害が想定される地域の住民に対して日頃からの地震への備えの再確認等を促すことを目的として行う。

① 日頃からの地震への備えの再確認の例

- ・避難場所・避難経路の確認
- ・家族との安否確認手段の確認
- ・家具の固定の確認
- ・非常持出品の確認 など

② できるだけ安全な防災行動の例

- ・高いところに物を置かない
- ・屋内の安全な場所で生活
- ・すぐに避難できる準備（非常持出品等）
- ・危険なところできるだけ近づかない など

(4) 災害応急対策をとるべき期間等

市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震（南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8程度以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震、以下同じ。）に対して警戒する措置をとるものとする。また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとる。

(5) 避難行動要支援者等の事前避難

「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表された場合は、津波浸水想定区域内の避難行動要支援者等に対して「避難準備・高齢者等避難開始」を発令し、事前避難を行う。

なお、同情報発表後1週間が経過した時点で「避難準備・高齢者等避難開始」を解除することを基本とする。

(6) 消防機関等の活動

消防機関及び消防団は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、津波警報等の情報の的確な収集及び伝達体制の確認を行う。

(7) 警備対策

県警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、犯罪及び混乱の防止等に関して、次の事項を重点として、対策をとるものとする。

- ・正確な情報の収集及び伝達
- ・不法事案等の予防及び取締り
- ・地域防犯団体、警備業者等の行う民間防犯活動に対する指導

(8) 水道、電気、ガス、通信、放送関係

市、ライフライン事業者、放送事業者は、情報収集・連絡体制の確認、必要に応じ施設・設備等の点検、大規模地震発生後の災害応急対策の確認などを行う。

(9) 交通

ア 道路

- 1) 県警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運転者のとるべき行動の要領について定め、地域住民等に周知する。
- 2) 市は、道路管理者等と調整の上、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の交通対策等の情報についてあらかじめ情報提供する。

イ 海上および航空

- 1) 宮古島海上保安部及び港湾管理者は、海上交通の安全を確保するための必要に応じた海域監視体制の強化や船舶交通の制限及び津波による危険が予想される地域から安全な海域へ船舶を退避させる等の措置に係る具体的な実施要領を定め、これに基づき必要な措置を実施するものとする。
- 2) 港湾管理者は、津波による危険が予想される地域に係る港湾の対策について、港湾利用者の避難体制の確認等の安全確保対策をとる。
- 3) 空港管理者は、推進地域内の飛行場における対策について、津波に対する安全性に留意し、利用者の避難体制の確認等の安全確保対策をとる。

また、空港管理者は、運航者に対し、必要な航空情報の提供等を行うものとする。後発地震の発生に備えて応急対策活動の基地として使用するものについて、事前に必要な体制を整備する。

(10) 市自らが管理等を行う道路、河川その他の施設に関する対策

ア 不特定かつ多数の者が出入りする施設

市が管理する道路、河川、海岸、港湾施設及び漁港施設、庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、博物館、図書館、病院、学校等の管理上の措置及び体制についての以下の事項についてあらかじめ定める。

(ア) 各施設に共通する事項

1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の入場者等への伝達

＜留意事項＞

- ・ 来場者等が極めて多数の場合は、これらの者が南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の発表された際、とるべき防災行動をとり得るよう適切な伝達方法を検討する。
- ・ 避難場所や避難経路、避難対象地域、交通対策状況その他必要な情報を併せて伝達するよう事前に検討する。

2) 入場者等の安全確保のための退避等の措置

3) 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置

4) 出火防止措置

5) 水、食料等の備蓄

6) 消防用設備の点検、整備

7) 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を入手するための機器の整備

8) 各施設における緊急点検、巡視

(イ) 個別事項

1) 橋梁、トンネル及び法面等に関する道路管理上の措置

2) 河川、海岸、港湾施設及び漁港施設について、防潮扉の閉鎖手順の確認又は閉鎖等津波の発生に備えて講じるべき措置

3) 病院においては、患者等の保護等の方法について、各々の施設の耐震性・耐浪性を十分に考慮した措置

4) 幼稚園、小・中学校等にあつては、次に掲げる事項

- ・ 児童生徒等に対する保護の方法
- ・ 避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等

5) 社会福祉施設にあつては、次に掲げる事項

- ・ 入所者等の保護及び保護者への引き継ぎの方法
- ・ 避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等

イ 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

(ア) 災害対策本部が設置される庁舎等の管理者は、アの(ア)に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。

また、災害対策本部等を市が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請するものとする。

1) 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保

2) 無線通信機等通信手段の確保

3) 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

ウ 工事中の建築物等に対する措置

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における工事中の建築物その他の工作物又は施設については、原則として工事を中断するものとする。

(11) 滞留旅客等に対する措置

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における滞留旅客等の保護等のため、第3部第3章「第7節 観光客等対策計画」に準じた措置をとる。

第4款 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置

1 災害警戒本部会議の開催

気象庁が「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」を発表した場合には、これを踏まえ、災害警戒本部会議を開催する。

ただし、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」の発表の前に当該地域で発生した地震に関し、既に、災害対策本部が設置されているときは、災害警戒本部会議の開催に代えて、災害対策本部会議を開催する。

その後は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」の内容に応じ、必要があると認める場合に、災害警戒本部会議を開催する。

2 配備体制

気象庁が「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」を発表した場合には、警戒配備体制とする（既に、災害対策本部が設置されているときは除く。）。

ただし、体制が長期化することも想定されるため、職員は適宜交代するものとする。配備体制の解除は、「巨大地震注意対応」の期間が経過後を基本とする。

3 災害応急対策をとるべき期間等

市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。）が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとる。

4 市のとるべき措置

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合において、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。

市は、施設・設備等の点検等日頃からの地震への備えを再確認するものとする。

宮古島市地域防災計画

(令和元年度修正)

発行 宮古島市防災会議
事務局 宮古島市総務部防災危機管理課
宮古島市平良字西里186
電話 (0980)72-3751
FAX (0980)73-1645